

電子申告 R4 Ver.15.22 のリリース

国税電子申告受付システム (e-Tax) について、即時通知画面の仕様が一部変更になったことがわかりましたので、Ver.15.22 を発行し、この変更に対応いたします。

1. 発行プログラム

システム名	バージョン
電子申告 R4	15.22

- ※ 15.2 用のライセンスが必要です。
- ※ 旧製品の H27.21 に相当するバージョンです。
- ※ E i ボード 15.21 以降がインストールされた環境が必要です。

2. 日程

2016 年 2 月 26 日 (金)

※ダウンロードマネージャー、マイページ共通の日程です。

3. 即時通知画面の仕様変更について (e-Tax 側の対応)

送信された申告等データに含まれる本人情報 (利用者識別番号や個人の場合の生年月日等) に誤りがあると見込まれる、と判定された申告等データに対しては、即時通知で以下のエラーを返す仕様変更が行われました。(2016 年 1 月 4 日付)

▼即時通知エラーの内容

HUU0176E : 送信された申告等データは、受け付けられていません。入力された利用者識別番号が、申告されるご本人の利用者識別番号であるかをご確認ください。また、入力された申告書等の内容がご本人の内容かも併せてご確認ください。いずれかに誤りがある場合、申告等データが受け付けられません。なお、確認いただいた結果、誤りがない場合は、再度送信をしてください。

■本メッセージが表示された場合の申告等データの受付状態

即時通知エラーの内容のとおり、(このメッセージが表示された場合)「その申告等データについては受け付けられていません。」

■本人情報との照合方法

「申告等データに含まれる本人情報」と「国税庁が保有する本人情報」とで生年月日などが照合対象となりますが、具体的な条件 (生年月日以外に何が照合の対象となるのか、国税庁が保有する本人情報は何に基づいたものであるのか等) は公表されていません。

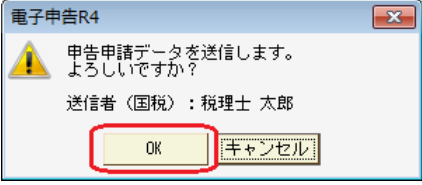
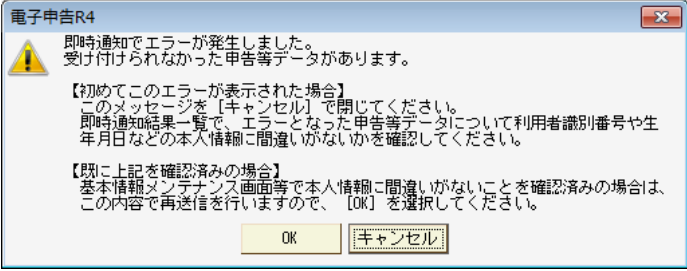
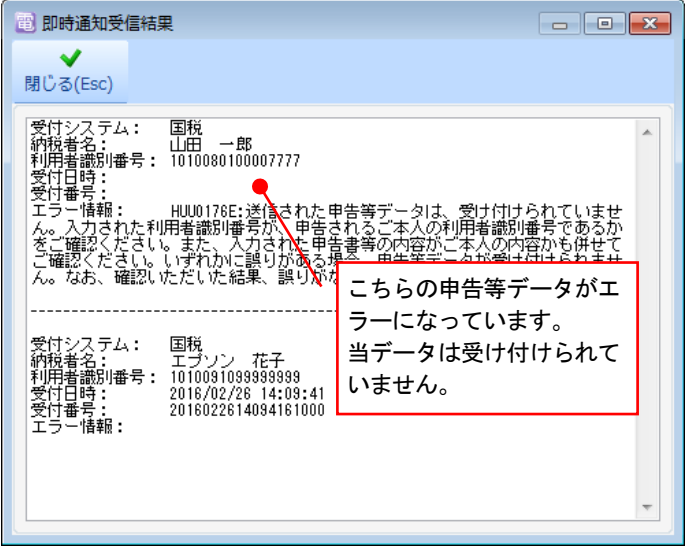
4. システムの対応内容

即時通知で上記エラーが発生した場合に、再送信を行えるようにしました。

機能の詳細については、「5. 即時通知エラー時の再送信の流れ」でご確認ください。

5. 即時通知エラー時の再送信の流れ

即時通知で上記エラーが発生するタイミングとその後の対応手順は以下のとおりです。

①	<p>送信します。</p> <p>※ 送信処理までの処理手順は本書では割愛します。</p>	
②	<p>即時通知で上記エラーが発生した場合、右のメッセージが表示されます。(本バージョン対応)</p>	
③	<p>[キャンセル] で画面を閉じてください。</p> <p>※ 複数の申告データをまとめて送信している場合(税理士による一括送信等)、引き続き残りの申告データ等の送信処理が行われます。</p> <p>※ (複数の申告データをまとめて送信している場合に) どのデータでこのエラーが発生したかについてはこの後に表示される「即時通知結果」で確認することができますので、どのデータでこのエラーが表示されたかわからない場合も [キャンセル] を押してください。</p>	
④	<p>即時通知受信結果が表示されます。</p> <p>エラーとなった申告等データがどれであるかはこの画面で確認ができます。</p> <p>※ 右は2件送信した場合の例です。この例では「山田 一郎」さんがエラーとなっています。</p> <p>※ ここでエラーとなっている申告データは受け付けられていませんので、再送信などの対処が必要です。(⑤以降の処理を参照ください。)</p>	
⑤	<p>該当の申告データについて、[署名取消] (業務メニュー [04.署名・送信] → [署名取消]) を行った後、基本情報メンテナンス画面を開き、利用者識別番号や生年月日など本人情報に誤りがないかを確認してください。</p> <p>誤りがあった場合 誤りがある項目について修正を行ってください。</p> <p>誤りがなかった場合 再送信処理 (本バージョンで対応) を行いますので、そのまま画面を閉じてください。</p>	
⑥	<p>該当の申告データに再度署名処理をした後、送信をしてください。</p>	

⑤で誤りを修正していた場合

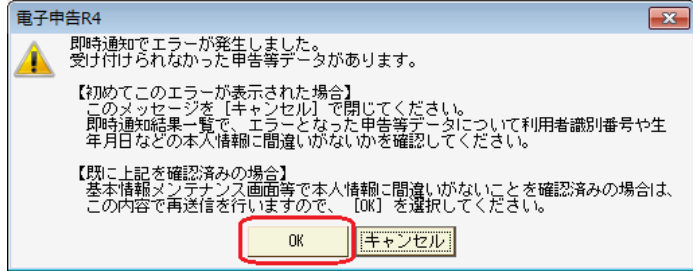
誤りが修正されたため、今度は即時通知でエラーが出ることはありません。

⑦

⑤で誤りがなかった場合

国税庁側にある情報との差異が解消されていないため、再び②のエラーが表示されます。

今回は既に申告等データの内容に誤りがないことを確認しているため、[OK] を選択してください。



※ [OK] ボタンで再送信を行うことにより、国税庁側のデータが更新され、翌日以降は同エラーが表示されなくなります。

以上